

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホーム とこしえ田名 料金表

①介護保険一部負担金

介護保険自己負担金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位 (1ヶ月あたり)	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
介護職員処遇改善加算Ⅰ	× 10.2% (合計単位数に乗じる)						
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	× 1.2% (合計単位数に乗じる)						
地域区分 4級地	× 10.66円 (1単位あたりの単価)						
自己負担 (1割)	4,083円	8,251円	12,378円	18,191円	26,462円	29,206円	32,202円
自己負担 (2割)	8,166円	16,502円	24,755円	36,381円	52,923円	58,411円	64,404円
自己負担 (3割)	12,249円	24,753円	37,132円	56,381円	79,384円	87,616円	96,606円

※サービス利用回数については、その方の心身の状況等で異なります。サービス計画作成時に内容の検討を致します。

※月単位の定額料金となります。また、月途中での利用開始の場合、日割りでの計算となります。

※新型コロナウイルス感染症対応特例評価 令和3年4月1日～9月30日まで基本報酬に0.1%上乘せられます。

介護保険加算自己負担金		内 容	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	1日あたり	登録開始から30日間加算	32円	64円	96円
認知症加算Ⅰ (要支援者を除く)	1月あたり	認知症生活自立度Ⅲ以上の方に適用	853円	1,706円	2,559円
認知症加算Ⅱ (要支援者を除く)	1月あたり	要介護2に該当し、認知症介護生活自立度Ⅱ以上の方に適用	533円	1,066円	1,599円
総合マネジメント体制強化加算	1月あたり	利用者個別計画を多職種間で連携協議し見直しを行う体制構築を評価する加算	1,066円	2,132円	3,198円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1月あたり	介護従業者のうち介護福祉士の締める割合が50%以上。	683円	1,365円	2,047円
科学的介護推進体制加算	1月あたり	国の定めるデータベースへの情報提供とフィードバックを反映しPDCA推進体制の構築を図る事	43円	86円	128円
訪問体制強化加算	1月あたり	小多機登録者に対する訪問サービスの提供回数が月200回以上である事 (要介護の方のみ)	1,066円	2,132円	3,198円
看護職員配置加算Ⅲ (要支援者を除く)	1月あたり	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	512円	1,024円	1,535円

※ホームの体制や加算取得状況、お客様の状態により加算が算定・未算定となる場合があります。

②介護保険対象外費用 (実費負担分)

食 費

朝 食	400円	1食
昼 食	600円	1食
夕 食	500円	1食

宿 泊 費

宿泊費	2,800円	1泊
-----	--------	----

◇請求額 (1か月分の支払い額)

①介護保険利用者負担分 ②介護保険対象外費用 ①+②合計

※排泄用品費用は自己負担となります。施設払出し商品をご利用された場合は別途料金を頂きます。

※特別な介護用品、日用品などはお客様にてご用意頂く場合がございます。

※特別なレクリエーション費・特別食代等を了解の上、別途頂く場合がございます。

※上記利用料等は法律の改正等により変更される場合がございます。

小規模多機能ホーム とこしえ田名 利用案内Q&A

Q:小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能」）とは・・・？

お年寄りが住み慣れた地域で、在宅生活が継続できるように総合的に介護サービスを提供できる介護事業所です。年中365日サービスを受ける事ができます。

「通い（デイサービスと同じようですが違いがあります）」を中心に、ご利用者の状態に応じて「訪問ヘルパー」や「泊り（ショートステイと同様に）」サービスを柔軟に組み合わせて提供します。（基本的なサービスはケアプランに基づいて対応する事になります）

小規模多機能ホーム とこしえ田名は登録定員29名・通い定員18名・泊り定員9名となっており、要支援1の方から要介護5の方まで介護度に応じた標準的な利用回数を踏まえながらサービスを調整します。

Q:小規模多機能の特徴は・・・？

①「同一事業所の職員が、すべてのサービスを行うため、

なじみのスタッフにより様々なサービスが総合的に安心して受けられます。」

⇒サービス内容によってスタッフが変わる事はありません。

小規模多機能のスタッフが、すべてのサービスを包括的に実施致します。

②「同一事業所の対応ならではの、柔軟なサービス提供を行います

（サービス内容をご相談の上、ケアプランに反映致します。）

⇒「通い」の利用時間は原則として9：00～17：00（送迎含）となっております。

送迎は自宅の玄関までお迎えに上がります。（送迎時間の調整もご相談可能です）

⇒独居（日中独居）の方に関しては、鍵をお預かりしてご自宅の中までお迎えに伺うことが出来ます。

⇒必要時、緊急時は「通い」の延長（7：00～9：00や17：00～21：00）や「泊り」利用のご相談をお受けいたします。

基本延長時送迎はご家族様対応となりますが、延長利用時の食事提供（朝食・夕食）は可能となっております。

③「宿泊機能（1日6～7名程度/定員9名まで）を備えている為、通い入れた場所で安心してご宿泊ができます。」

⇒「通い」と組み合わせることによって、午前中の入退所、午後入退所、及び連泊も可能です。

予定外の緊急時の宿泊も可能な限りお受けいたします。居室は全室個室となっております。

業所が一体となっておりなじみの場所で、混乱や不安の無いお泊りが出来ます。

※登録者の方のみが「泊り」サービスを利用される事、緊急時用空床を確保する事で予約が受けやすくなっております。

「泊り」の利用予定は基本的にケアプランで確認致します。

④「緊急時の場合は、夜でも宿直者が電話連絡をお受けし、ご相談に応じます。」

⇒緊急時にご相談を頂けるように、夜間帯には宿直者が電話をお受けし、

「訪問」の必要性が有る場合には「訪問」を実施致します。（24時間ご連絡を頂く事が可能です。）

Q:小規模多機能サービスを利用中に他の事業所にも通えるのですか・・・？

A：小規模多機能に登録してサービスをご利用いただいている期間は、

他のデイサービス、ホームヘルパーなど介護保険を用いたサービスは併用出来なくなります。

小規模多機能と併用して介護保険の1割～3割負担で利用できるサービスは下記になります。

その場合の利用限度単位数は、介護度の利用限度額から、小規模多機能の利用単位を差し引いた単位になります。

<小規模多機能と併用できる介護保険サービス>

・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与

Q:小規模多機能サービス利用事例を教えてください・・・？

A：個別の「サービス導入事例」などご案内致します。お気軽にお問い合わせください。